

## 延滞金について（参考）

### 延滞金とは

延滞金とは、納税の公平性を保つため、地方税法等の規定により納付期限内に納付されなかった期別毎の滞納税に対し課せられるもので、本税が完納にならない限り、期間の経過とともに増え続けていきます。

### 延滞金の額について

延滞金は滞納期間の日数に応じ延滞金対象額（期別ごとの滞納税から 1,000 円未満を切り捨てた額）に延滞金割合をかけて算出します。延滞金割合は、「納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日までの割合」と「2 ヶ月目以降の割合」の 2 通りに分かれていて、この 2 つの期間の延滞金の合算額が最終的な延滞金額となります。

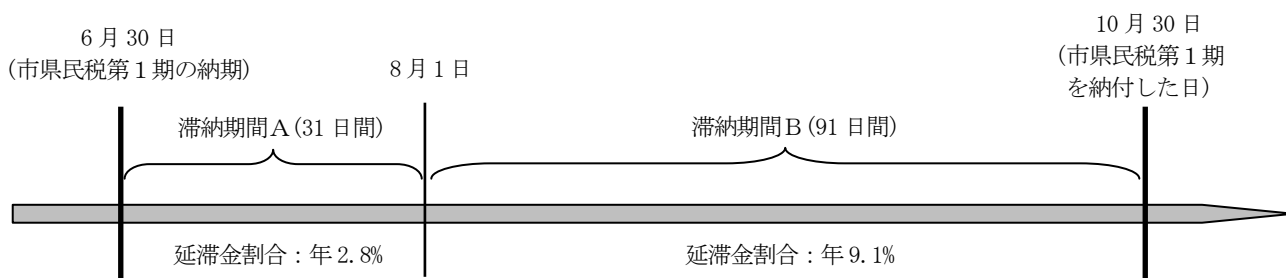
※延滞金額は 100 円未満切り捨てです。

※算出した延滞金額が 1,000 円未満の場合は、延滞金は 0 円となります。

なお、延滞金割合は毎年変動しており、現在の延滞金割合（平成 27 年 12 月まで）は、納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日までの間が年 2.8%、2 ヶ月目以降が年 9.1%となっています。

### 【延滞金計算例】

平成 27 年 6 月 30 日納期限の平成 27 年度市県民税 1 期 107,600 円を平成 27 年 10 月 30 日に納付した場合（滞納期間 122 日間）の延滞金の額は？



### 〔計算方法〕

延滞金計算対象額：107,600 円(1,000 円未満切捨)→ 107,000 円

滞納期間：31 日間(滞納期間 A) + 91 日間(滞納期間 B) = 122 日間

平成 27 年中の延滞金割合：年 2.8%(滞納期間 A)、年 9.1%(滞納期間 B)

滞納期間 A の延滞金：107,000 円 × 2.8% × 31 日 / 365 日 = 254 円・・・①

滞納期間 B の延滞金：107,000 円 × 9.1% × 91 日 / 365 日 = 2,427 円・・・②

延滞金額の合計：① + ② = 2,681 円(100 円未満切捨) → **2,600 円**(注：計算結果が 1,000 円未満の場合は 0 円)

上記の場合の延滞金の額は、2,600 円となります。

担当課：熊野市役所 税務課 収納係  
電話番号：0597-89-4111（内線 142、143）